

発議案第3号

天理市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

標記の件につき、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成20年12月17日提出

天理市議会議員 西 辻 正 美

” 東 田 匡 弘

” 平 井 守

” 加 藤 嘉久次

” 榎 堀 秀 樹

天理市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

天理市議会の議員の定数を定める条例（平成13年3月天理市条例第19号）の一部を次のように改正する。

「20人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。